

委任状の作成が困難な場合について

■本人の意思確認はできるが、文字を書くことができない場合

本人了承のうえ、代理人が代筆で委任状を作成することができます。ただし、その場合は委任者（本人）と代理人それぞれの本人確認書類が必要になります。

■本人の意思確認ができない場合

本来、意思確認できない方については「委任の意思確認」ができないので委任状による権利の委任はできません。

その場合は、民法に基づく成年後見人制度のご利用をお勧めします。（代筆を頼んでいないのに代筆をすることは、私文書偽造罪等の刑事罰の対象となる場合があります。）

成年後見人等、法定代理人から申請される場合、委任状は不要ですが法定代理人であることが確認できる書類の提示が必要です。

※代理申請の内容によって別途必要書類の提出を求めることがあります。詳しくは担当までお問い合わせください。

※町民サービスコーナーでは受付できません。（本庁窓口のみでの対応となります。）